

山形県動物愛護管理関係不利益処分等取扱要領（案）

（策定日：令和6年 月 日）

第1章 総則

第1 目的

この要領は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）及び山形県動物の愛護及び管理に関する条例（平成12年山形県条例第92号。以下「条例」という。）の規定に基づく不利益処分（以下「処分」という。）を行うにあたって必要な事項を定めるものとする。ただし、他に特別な定めがあるときは、この限りでない。

第2 基本原則

動物の健康や安全の保持及び動物による危害防止並びに周辺的生活環境の保全のため、不適切な状態は速やかに改善させる。助言・指導で改善されない場合、処分により厳格な対応を行う。

この要領で使用する用語は、法及び条例で使用する用語の例による。

第3 違反事実の確認等

1 違反事実の確認

保健所長は、法及び条例に関する違反又はその疑いのある情報を得た場合は、動物愛護管理員等関係職員（以下「動物愛護管理員等」という。）に、当該事案の関係者等から事情を聴取させるとともに、飼養施設その他の物件を調査させ、必要に応じ関係者から報告書を徴収する等により違反事実を確認する。

2 違反事実の通報

（1）保健所長は、県内他保健所長及び他都道府県知事等の権限に属する違反、又はその疑いのある事実を発見したときは、食品安全衛生課長に通報する。

（2）食品安全衛生課長は（1）及び他都道府県等から通報を受けた場合は、当該事案の原因施設等を所管する県内保健所長又は他都道府県知事等にその旨連絡する。

第4 軽微な違反に対する措置

1 行政指導

違反行為が軽微なものであり、社会に与える影響が小さく、処分を課さなくても動物の健康及び安全の保持並びに動物による危害の防止が図られると認められる場合は、次のとおり書面による行政指導を行う。

ただし、その場で改善が確認された場合等にあっては、書面の交付を要さない。

（1）改善指導

動物愛護管理員等は、「動物愛護管理指導票」により対象者に違反事実を確認させ

るとともに、改善を指導する。

また、保健所長は、改善にあたって時間を要すると認められる場合等、必要に応じて「改善指導通知書」により改善を指導する。

(2) 顛末書、始末書の提出

保健所長は、当該事案の再発性等を鑑み、違反の事実及び今後の対応について記載した「始末書」を徴することができる。また、事実関係を明らかにする必要がある場合は、その顛末を「顛末書」により報告させることができる。

2 処分の検討

保健所長は、行政指導により改善されない場合、又は始末書を徴した後2年以内に同一条項違反を確認した場合には、処分を検討する。

第2章 対象別処分等の取扱い

第1 第一種動物取扱業者に対する処分等

1 勧告（法第23条第1、2項）

保健所長は、次のいずれかに該当し、前章第4の1による複数回の指導によっても改善が見られない場合、法第23条第1項及び同第2項に基づき、期限を定めて必要な措置を講じるよう勧告することができる。

- (1) 第一種動物取扱業者が法第21条第1項に規定する環境省令で定める基準を遵守していないとき
- (2) 第一種動物取扱業者のうち動物の販売業を営む者が法第21条の4に規定する犬猫等の販売に際しての情報提供を行っていないとき
- (3) 第一種動物取扱業者が法第22条第3項に基づいた動物取扱責任者研修を動物取扱責任者に受けさせていないとき
- (4) 犬猫等販売業者が法第22条の5に規定する幼齢の犬・猫に係る販売等の制限に関する規定に違反したとき

2 命令（法第23条第4項）

- (1) 保健所長は、当該違反者が1の勧告に正当な理由なく従わなかったときは、勧告に係る措置を行うべきことを命じることができる。
- (2) 保健所長は、犬猫等販売業者の所有する犬猫等の死亡の状況について、必要があると認めるときは、法第22条の6に基づき、期間を指定して獣医師による検案を受け、期間満了後30日以内に検案書又は死亡診断書を提出すべきことを命じることができる。

3 勧告及び措置命令の期限（法第23条第5項）

1による勧告及び2(1)による措置命令の期限は、改善すべき内容に応じて日を単位として、3月以内の範囲で決定する。ただし、特別の事情がある場合はこの限りでない。

なお、当該違反の状態が動物の生命、健康状態の維持に著しい障害となるおそれがある

ある場合は、直ちに改善するよう命ずることができる。

4 業務停止（法第 19 条）

(1) 保健所長は、第一種動物取扱業者が法第 19 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで、又は第 6 号のいずれかに該当し、期限を過ぎても正当な理由なく措置命令に従わないときは、業務の全部または一部の停止を命ずることができる。

(2) 業務停止の期間は、改善すべき内容に応じて、日を単位として 6 月以内の範囲で決定する。

5 登録の取消し（法第 19 条）

保健所長は、第一種動物取扱業者が次のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

(1) 業務停止命令又は措置命令の処分によって違反の状態が改善される見込みがなく、危害発生のおそれがあり、業務を継続させることが不適当と認められるとき

(2) 法第 19 条第 1 項第 1 号又は第 5 号に該当するとき

(3) 法第 19 条第 1 項第 6 号に該当し、違反内容が悪質で改善の意欲がなく、業務上の安全確保の責任を持ち得ず、業務を継続させることが不適当と認められるとき

第 2 第一種動物取扱業者であった者に対する処分等

1 勧告（法第 24 条の 2 第 1 項）

保健所長は、第一種動物取扱業者であった者が、動物の不適正な飼養等により動物の健康及び安全を害すこと並びに周辺的生活環境の保全上の支障を生じさせていることに対し、複数回の指導によっても改善が見られない場合、必要な措置を講じるよう、勧告することができる。

2 命令（法第 24 条の 2 第 2 項）

保健所長は、1 の勧告に正当な理由なく従わなかったときは、勧告に係る措置を講じるよう命じることができる。

3 勧告及び措置命令の期限

1 による勧告及び 2 による措置命令の期限は、改善すべき内容に応じて日を単位として決定する。ただし、特別の事情がある場合はこの限りでない。

なお、当該違反の状態が動物の生命、健康状態の維持に著しい障害となるおそれがある場合は、直ちに改善するよう命ずることができる。

第 3 第二種動物取扱業者に対する処分等（法第 24 条の 4）

第 1 の 1～3 に準ずる。

第 4 特定動物飼養者に対する処分

1 命令（法第 32 条）

(1) 保健所長は、特定動物飼養者が、法第 27 条第 1 項第 2 号に基づく基準に適合しなくなり、人の生命、身体又は財産に対する侵害のおそれがある場合、又は法第 31 条の規定に違反し、複数回の指導によっても改善が見られない場合は、必要な措置

を講じるよう命じることができる。

(2) (1) による措置命令の期限は、侵害のおそれを除くための応急の措置を直ちに講じさせた上で、改善すべき内容に応じて日を単位として決定する。

2 許可の取消し（法第 29 条）

保健所長は、次のいずれかに該当する事実を確認した場合、許可を取り消すことができる。

(1) 法第 29 条第 1 号又は第 1 号の 2 に該当するとき

(2) 法第 29 条第 2 号に該当し、違反の状況が改善される見込みがない、又は特定動物飼養者に改善の意思がないとき

(3) 法第 29 条第 3 号又は第 4 号に該当するとき

第 5 動物の飼養等に起因する事態に対する処分等

1 周辺的生活環境の被害等（法第 25 条第 1～3 項）

(1) 保健所長は、動物の飼養等に起因して周辺的生活環境を損ない、周辺住民の日常生活に著しい支障を及ぼし、複数回の指導によっても改善が見られないとき、当該事態を生じさせている者に対し、法第 25 条第 2 項に基づき、期限を定めて、必要な措置を講じるよう勧告することができる。

(2) 保健所長は、(1) の勧告に正当な理由なく従わなかったときは、法第 25 条第 3 項に基づき、期限を定めて、勧告に係る措置を講じるよう命じることができる。

(3) (1) 及び (2) による勧告、又は措置命令の期限は、改善すべき内容に応じて、日を単位として決定する。

(4) 当該事態の原因が、動物の生命、健康状態の維持、又は周辺住民の健康状態の維持に著しい障害となるおそれがある場合は、(3) によらず、直ちに改善するよう命じることができる。

2 動物が虐待を受ける事態（法第 25 条第 4 項）

(1) 保健所長は、動物の不適正な飼養等に起因し、動物が衰弱する等虐待を受けるおそれが生じているときは、法第 25 条第 4 項に基づき、当該事態を生じさせているものに対し、期限を定めて、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができる。

(2) (1) の勧告及び措置命令の期限は、1 (3) 及び (4) に準じる。

3 飼い犬による咬傷（条例第 21 条）

不適切な飼養方法により、飼い犬が人に咬みつく事案が生じたときは、保健所長は、条例第 21 条に基づき、その飼主に対し、直ちに必要な措置を講じるよう命じることができる。

第3章 処分の取扱い

第1 聴聞と弁明の機会の付与、処分の執行

1 処分の決定

保健所長は、処分を行う必要があると判断した場合には、事前に食品安全衛生課と協議し、適正な処分を決定する。

2 聴聞と弁明の機会の付与

処分をしようとする場合には、行政手続法（平成5年法律第88号。）及び山形県行政手続条例（平成8年山形県条例第9号。以下「行政手続条例」という。）の規定に基づき、意見陳述のための手続を経る。ただし、次のいずれかに該当するときは、意見陳述のための手続を省略することができる。

- (1) 公益上、緊急に処分を行う必要があるため、意見陳述のための手続を執ることができないとき
- (2) 施設設備の設置又は維持管理その他の取扱いについて、遵守すべき事項が法令において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であつて、その不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき

3 聴聞

(1) 聴聞による意見陳述が必要な場合

- ・登録等を取り消す処分をしようとするとき
- ・知事が必要と認めるとき

(2) 聴聞の主宰者

不利益処分主管部の処分担当課以外の課の課長とする。

(3) 聴聞の開催通知

ア 主宰者が被聴聞者に開催通知を送付する場合は、保健所長を通じて行う。

イ アの通知書は、当該第一種動物取扱業者若しくは特定動物飼養者又は代理人に通知する。

(4) 関係職員の出席

主宰者は、聴聞を開催するに当たり、処分事案関係職員の出席を求める。

(5) 聴聞の運営

聴聞は、次の順序により行う。

ア 開会

聴聞の開催に当たり、主宰者は、行政手続法第13条第1項第1号又は行政手続条例第13条第1項第1号に基づく聴聞を開催する旨を宣する。

イ 被聴聞者の確認

主宰者は、被聴聞者の第一種動物取扱事業所又は特定飼養施設の所在地、名称、第一種動物取扱業者又は特定動物飼養者の住所及び氏名を確認する。

ウ 代理人の確認

聴聞に当該第一種動物取扱業者又は特定動物飼養者が出席せず、その代理人が出席した場合は、主宰者は、代理人の資格を書面により確認する。

エ 聴聞の趣旨説明

主宰者は、被聴聞者又は代理人(以下「被聴聞者等」という。)に、当該聴聞が処分にあたって、当該第一種動物取扱業者又は特定動物飼養者に有利となる弁明を与える機会である旨を告げる。

オ 違反事実の確認

主宰者又は主宰者の指名する職員は、予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となる事実を被聴聞者等に説明し、違反事実と相違ないか被聴聞者等に確認する。

カ 参考事項の聴取

主宰者は、違反事実に対する間接的要件、情状等、参考となる弁明を聴取し、証拠書類等の提出を求めることができる。

キ 閉会

主宰者は、当事者の弁明が終了したと判断したとき、聴聞を閉会する旨を宣する。

ク 聴聞調書

主宰者は、山形県聴聞の手続に関する規則（平成6年山形県規則第66条）第11条に規定する聴聞調書を作成し、保健所長に提出する。

4 弁明の機会の付与

(1) 弁明の機会の付与が必要な場合

3(1)に該当しない処分をしようとするとき

(2) 弁明の機会の付与の方式

口頭であることを認めたとときを除き、弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）の提出により行う。

(3) 弁明書による弁明

ア 開催通知

原則として、保健所長が当該第一種動物取扱業者、第二種動物取扱業者、第一種動物取扱業者であった者、特定動物飼養者又は動物の飼い主に通知する。

イ 弁明書の提出

保健所長に提出する。

(4) 口頭による弁明

ア 開催の通知

(3)の規定は、口頭による弁明の開催通知等について準用する。

イ 口頭による弁明を録取する者

弁明を口頭であることを認めたとときは、保健所長の指名する職員（以下「弁明録取者」という。）が、弁明を録取する。

ウ 弁明調書の提出

弁明録取者は、弁明調書を作成し、保健所長に提出する。

5 処分の執行

(1) 命令書等の交付

命令書等は、原則として手交する。

(2) 処分の履行状況の確認

動物愛護管理員は、処分期間中のものについて、適正に処分内容を履行しているか随時確認する。

(3) 処分等の記録

ア 動物愛護管理員は、処分期間中又は処分期間終了後の確認を行った場合、速やかにその状況について保健所長に報告する。

イ 処分を執行したときは、その違反概要、命令概要その他必要な事項を営業者台帳等に記載する。

6 処分の報告

保健所長は、処分の履行が終了したときには、速やかに食品安全衛生課長に報告する。

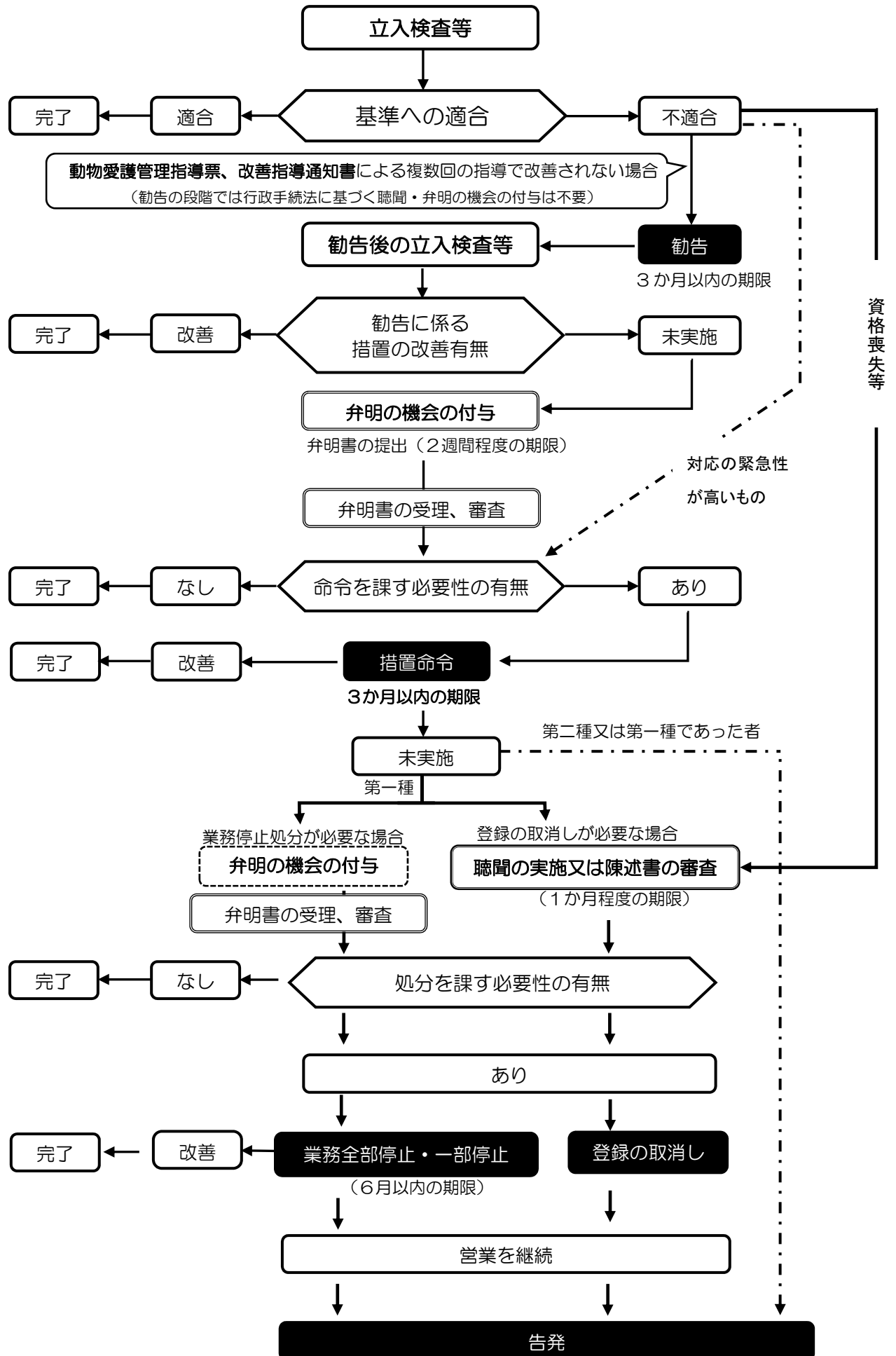
第2 公表

法第23条第3項（法第24条の4において準用する場合を含む。）に基づく公表は、勧告を受けた者が、期限内にこれに従わなかった場合で特に必要と考えられる場合に行う。

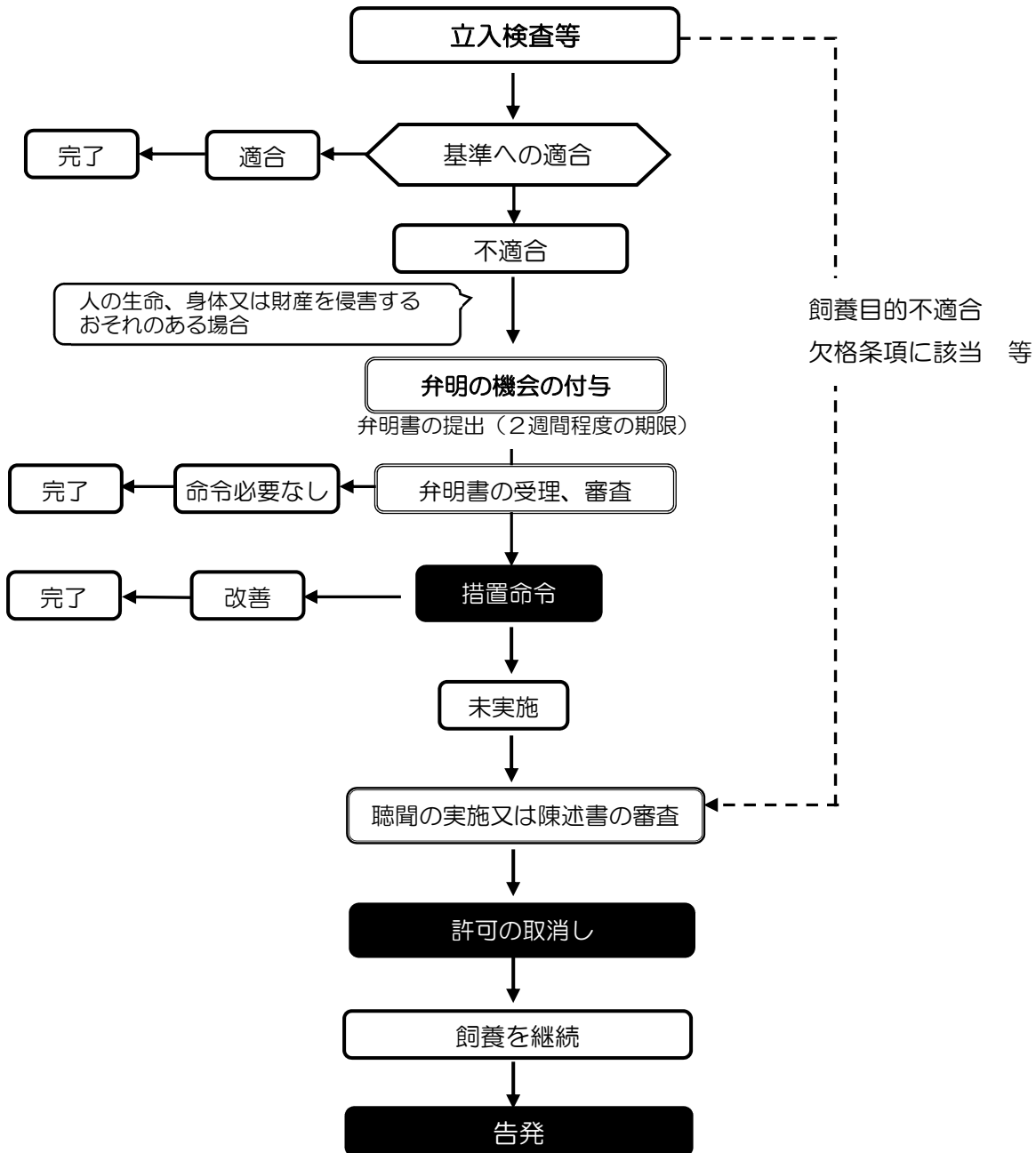
第3 告発

本要領に基づく処分のほか、関係法令に定める罰則を適用する必要があると認めるときは、捜査機関あて書面により告発するものとする。

1 第一種（第二種）動物取扱業者、第一種動物取扱業者であった者



2 特定動物飼養者



3 動物の飼い主等（周辺的生活環境被害、動物虐待、咬傷）

